

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

ねんどまつ ねんどはじ こうつうじ こぼうし 年度末・年度始めにおける交通事故防止について（お願い）

にいがたけん じき ゆきど ともな おくがい かつどう じてんしやとう の きかい ふ
新潟県はこれからの時期、雪解けに伴い、屋外での活動や自転車等に乗る機会が増えることか
ら、こうつうじ こ たはつ しんばい
交通事故の多発が心配されます。

せいと みな こうつうじ こ ひがいしや かがいしや か き ないよう かなら まも
生徒の皆さんは、交通事故の被害者にも加害者にもならないため、下記の内容を必ず守ってく
ださい。

ほごしや かてい みなさま か き りゆうい せいかつたいど こうどう みまも
保護者、ご家庭の皆様におかれましても、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守
るとともに、こうつうあんぜん こうつうほうき じゆんしゆ かくだん しどう ねが
交通安全・交通法規を遵守するよう、格段のご指導をお願いいたします。

記

1 あんぜんほこう 安全歩行について

- しやどう きゆう と だ
(1) 車道への急な飛び出しはしないこと。
- こうさてん かなら いちじていし さゆうかくにん てつてい おうだん
(2) 交差点では必ず一時停止し、左右確認を徹底して横断すること。
- しんごう こうさてん しんごう したが あんぜん かくにん おうだん
(3) 信号のある交差点では信号に従い、さらに安全を確認して横断すること。
- どうろ ほどうふく
(4) 道路（歩道含む）において、キックボード、スケートボードまたはこれらに類する行為を
しないこと。
- ちゆうしやじようとう くるま こうつう ぼしよ あんぜん じゆうぶんちゆうい こうどう
(5) 駐車場等、車の交通がある場所では、安全に十分注意して行動すること。

2 じてんしや 自転車について

- かいせい じてんしやあんぜんりよう ごそく まも
(1) 改正「自転車安全利用五則」を守ること。

- | | |
|---|--|
| 1 | しやどう げんそく ひだりがわ つうこう ほどう れいがい ほこうしや ゆうせん
車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 |
| 2 | こうさてん しんごう いちじていし まも あんぜんかくにん
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 |
| 3 | やかん てんとう
夜間はライトを点灯 |
| 4 | いんしゆうんてん きんし
飲酒運転は禁止 |
| 5 | ちやくよう
ヘルメットを着用 |

- あくてんこう とき の
(2) 悪天候の時は、乗らないこと。
- かさき うんてん しよう うんてん
(3) 傘差し運転や、スマートフォン・イヤフォンを使用しながらの「ながら運転」をしない
こと。

- (4) 交差点では、信号を守る。また、信号の有無に関わらず、確実な一時停止及び安全確認を行うこと。
- (5) 自転車専用通行帯(自転車専用レーン)等により通行区分が指定されている場合は、必ず指定された通行帯を走行すること。
- (6) 自転車通行不可の歩道へは自転車を乗り入れないこと。また、自転車通行可能の歩道においても、歩行者に十分配慮し走行すること。
- (7) 事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用すること。
 ※改正道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- (8) スピードを出しすぎないこと。特に、坂道では十分減速して走行すること。
- (9) 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう、十分な車間距離を確保すること。
- (10) 夕暮れ時及び夜間は、必ずライトを点灯して走行すること。
- (11) 自転車利用者が加害者となる場合もあることを理解し、責任ある走行を心がけること。
 ※県条例により、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されています。必ず保険に加入すること。

3 原付バイクの運転について

- (1) 悪天候の時は、乗らないこと。
- (2) 交通ルールを遵守し、マナーを向上すること。
- (3) 常に制限速度内で走行すること。
- (4) 横断歩道は歩行者優先を遵守し、交差点・横断歩道付近での歩行者の早期発見に努めること。
- (5) 夕暮れ時はライトを早めに点灯し、安全走行を徹底すること。
- (6) 運転時には、フルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること。
- (7) 交差点に進入する際は十分に減速し、対向右折車や歩行者等周囲の安全確認を確実に行うこと。
- (8) 自動車の側方及び後方は運転手の死角になるため、左折車等に巻き込まれることがないよう、十分な車間距離を確保すること。

4 自動車の運転について

新3年生（現在の2年生）の「自動車学校への通校」「自動車免許の取得」は夏休みから許可する。それ以前の通校・免許取得は厳禁する。

なお、夏休み以降に自動車の運転免許を取得したとしても、卒業まで運転は禁止する。

5 保護者等が運転する自動車に同乗するとき

全座席でシートベルトを正しく着用すること。

6 事故に遭った時（目撃した場合もこれに準ずる）

(1) 軽微な事故であっても、速やかに警察署に通報すること。（事故直後に「大丈夫です」と言ってその場を去り、その後、痛み等の症状が出る事案が発生しています）自分で通報できない場合は、相手又は周囲の人に連絡してもらうこと。

(2) 相手の氏名・住所・連絡先を必ず記録すること。

(3) 事故現場で、警察官による事情聴取や救急隊員から手当を受ける場合は、指示に従うこと。

(4) 事故に遭った時は、けがの有無に関わらず、必ず医師の診断を受けること。（後で症状が出てくる事案が発生しています）

(5) ひき逃げ事故に遭遇した場合は、可能な限り車両の特徴（色、車種、ナンバー等）を覚えておくこと。

7 その他

(1) 夜間に外出する際は、運転手が発見しやすいように明るい色の服装を着用するとともに、傘やカバン、靴等に夜光反射材を活用すること。

(2) 事故に遭った場合には、警察や消防とともに、学校にも必ず連絡すること。

けんりつむらまつこうとうがっこう
県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003